

第3期 山形県ツキノワグマ管理計画（素案）に対する意見と修正の考え方について

計画（素案）の関係項目	環境審議会自然環境部会（H29.1.30）及び特定鳥獣保護管理検討委員会（H29.2.7）のおもな意見	素案からの修正の考え方
1～4 （略）		
5 ツキノワグマに関する現状 （1）ツキノワグマの生息状況 （2）～（4）	<ul style="list-style-type: none"> ツキノワグマの遺伝的多様性が地域個体群の維持・存続に問題のない水準であることが確認されていることの説明文に「ヘテロ結合度」とあるが、これに関する数字は出ていないと思うので、削除して良いかと思う。（自然環境部会／横山委員） 	→ 引用論文の執筆者（山形大学理学部玉手教授）の助言を受けて説明文を修正。
6 管理の目標 （1）基本目標 （2）その方策と基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 管理の実施にあたって、地域区分を設けるということであるが、具体的にどこを指すものなのか。緩衝地域が分かりにくい。一般的な間伐と緩衝林の整備のための間伐の区別が分かりにくい。線引きをきちっとすることは難しいが、おおざっぱにイメージできるものがあった方がよい。（自然環境部会／三浦委員） ゾーニングをすることであれば、地域区分を地図上に線引きすべきである。（特定鳥獣検討委／江成委員） 地域区分を地図上に線引きするのは確かに簡単ではなく、時間のかかることなので、計画期間の5年間をかけて行っていくことでよいと考える。（特定鳥獣検討委／田口委員） 	→ 地域区分ごとのイメージ図を追加。 → 地域区分の線引きの方針を追加して記載する。
7～8 （略）		

第3期 山形県ニホンザル管理計画（素案）に対する意見と修正の考え方について

計画（素案）の関係項目	環境審議会自然環境部会（H29.1.30）及び特定鳥獣保護管理検討委員会（H29.2.7）のおもな意見	素案からの修正の考え方
1～6 （略）		
7 具体的な管理目標及び管理方式 （1）～（4） （略） （5）具体的な目標の設定	<ul style="list-style-type: none"> 山形県はニホンザルの分布途上にあり、まだ分布拡大の余地が多く残されている。このような地域の場合、政府の目標である加害群の半減をそのまま当てはめるのではなく、加害群の増加要素を加味したうえで目標を設定すべきと考える。（特定鳥獣検討委／江成委員） 被害対策の取組み目標は具体的に書くべきである。（特定鳥獣検討委／江成委員） 	→ 計画期間において加害群が増加する要素はあると理解するが、現に発生する被害を低減させる取組みを推進するため、現時点の加害群の数を長期で半減させることを目標にすることとしたい。 → 現在被害が発生している地区における被害対策の取組み目標を設定。
（6） （略）		
8 第二種特定鳥獣管理計画の実施及び見直しに必要な事項 （1） （略） （2）管理の担い手の確保と人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> 個人ではなくて地域を越えて担い手を育てていく必要があると思う。そのためにはコーディネートをする人が必要になってくる。それは県なのか市町村なのかという問題はあると思うがそれに対する施策はあるか。もう少し検討して頂きたい。（自然環境部会／三浦委員） 緩衝林の整備についてもいろいろあるし、やはり獣害対策のリーダーシップのとれる人材の育成が重要であると思う。（自然環境部会／佐藤委員） 予算があれば電気柵を付けてあげることができるが、予算には限りがあるので行政も苦労していると思う。この問題は基本的には自助努力が重要になると思う。それを行政が支援するというのがいいのだと思う。（自然環境部会／皆川委員） 	→ 素案は以下の考え方に基づくもので、記述内容は変えず、施策ベースで推進方策の検討を図っていくこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業者は自助努力を基本に自らの農地を守るために適切な電気柵等の設置・管理に努める。 ○ 追払い活動や刈払い、伐採等は地域の農業者、非農家住民含めた地域の住民が行う。 ○ 農業者への防除技術指導や住民のコーディネートは、市町村、農協、普及指導員等が連携・分担して行う。 ○ 行政は電気柵等の設置支援や地域で指導・コーディネートを行う役割を担う者への研修を行う。
（3）～（7） （略）		